

## 次期西東京市教育計画素案（第 3 章及び第 4 章）

## 1 教育目標と計画の基本方針

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立ち、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【計画の基本方針イメージ図】



## 2 計画の基本方針

本計画は、1から4までの基本方針で施策を展開します。

### 基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちがこれからの時代を生き抜くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

### 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成にむけた相談・支援体制を充実させます。

### 基本方針3 持続可能な社会をつくるための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、子どもにとっても、地域にとっても持続可能な社会をつくるための教育環境の充実を図ります。

### 基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

別紙参照



## 基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

### 方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成

#### 現状と課題

グローバル化の進展や少子高齢化に伴う産業構造の変化は、雇用形態や若者の就労意識にも大きな影響を与えてきました。さらに、近年の人工知能（AI）の進化やビッグデータの活用など技術革新が一層進展し、社会全体が大きく変化する予測が困難な時代となっています。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、志高く未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。子どもたちが、社会で自立して生きるために必要な「生きる力」を学校と保護者・地域の方々と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていくことが重要です。

子どもへのアンケート調査の結果では、学校を楽しいと思う児童・生徒の割合が、小学校では、前回調査よりも増加しており、全体では約9割の児童・生徒が学校を楽しいと感じています。

子どもたちにとって楽しい学校、分かりやすい授業を実現するために、教員の指導方法や指導内容の改善が求められています。子どもたちが知識や技能を活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育成することに加え、小・中学校の連続した学びや生徒指導・学習指導を充実させるために、計画的な授業の研究に向けた支援が必要です。

子ども一人ひとりの学びに向かう力・人間性等を高め、個性や能力を伸ばし、基礎的な知識・基本的な技能を身に付けさせることはもとより、思考力、判断力、表現力などの育成に努め、すべての教科において、学習意欲や基礎的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等といった確かな学力を育成することが求められます。

## ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

### 方向性

新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養<sup>かん</sup>に向け、各教科等を通じた言語活動の充実、児童・生徒のコミュニケーション能力や情報活用能力の育成、道徳教育の充実、外国語教育の充実などが掲げられています。

文部科学省による「全国学力・学習状況調査」の結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を十分に活用し、学習指導要領の目標及び内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかについて実態を把握するとともに、その分析結果を通じて明らかにした課題と改善策を各学校における授業改善に役立てる取組を行います。

#### ■ 取組事業

##### ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着 [ 教育指導課 ]

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むために、授業力の向上を図ります。また、各教科の予習や復習、反復学習等、家庭における学習習慣の確立に向けて、保護者への理解・啓発を進めていきます。

##### ・ 外国語教育の充実（A L T） [ 教育指導課 ]

小学校においては、外国語活動及び外国語において、A L T（外国人英語指導助手）を積極的に活用し、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成します。また、中学校においては、コミュニケーションの基盤となる語彙数を充実するとともに、聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動の充実を図ります。そして、小学校及び中学校における指導の接続に留意した指導を行っていきます。

##### ・ 小学校入学時における支援の充実 [ 教育指導課 ]

小学校における生活に適應していくため、学校生活全般や学習指導、給食指導等における補助を行う支援員を配置し、より円滑に小学校に適應するための支援の充実を図ります。

## ② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

### 方向性

児童・生徒が、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていきます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、校内研究を通じた授業改善に取り組むとともに、各学校の実態に即し、少人数指導や習熟度別指導等による個に応じた指導を充実します。

### ■ 取組事業

#### ・ 主体的・対話的で深い学びの実現 [ 教育指導課 ]

知識及び技能が習得されるようにすること、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養<sup>かん</sup>することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図ります。

#### ・ 少人数・習熟度別指導の充実 [ 教育指導課 ]

少人数指導やチームティーチング等の実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図ります。

#### ・ 放課後や長期休業中の補習指導の充実 [ 教育指導課 ]

放課後や夏休みなどの長期休業日を活用した補習を実施し、児童・生徒のつまずき箇所の克服や、活用力の一層の向上に資する、きめ細かい指導の充実に努めます。

### ③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

#### 方向性

子どもたちのICT活用能力の向上や携帯電話、SNS等の利用も含めた適切な情報モラルの理解を図るとともに、習得、活用、探求という学習過程の中で、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、ICT機器を効果的に活用した探求的な学習の充実を図ります。

#### ■ 取組事業

##### ・情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実 [教育指導課]

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者にも被害者にもなったりしないために、情報モラル教育の充実を図ります。

##### ・プログラミング教育の推進 [教育指導課]

小学校においては、これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施していきます。また、中学校においても情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、統計等に関する資質・能力等も含めた情報活用能力を、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で育成を図ります。

## ④ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

### 方向性

児童・生徒が異なる言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力を養うための取組を推進します。児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感や自己有用感を育ていける授業をはじめ、キャリア教育としての授業の充実を図ります。また、児童・生徒が生命や自然の大切さを学び、環境の保護の姿勢を養うことを目的に環境教育を推進します。

#### ■ 取組事業

##### ・キャリア教育・国際理解教育の推進〔教育指導課〕

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ります。また、総合的な学習の時間において、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどし、国際理解に関する学習を進めます。

##### ・安全教育の推進〔教育指導課〕

安全に関しては、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるよう、安全教育を進めます。

##### ・環境教育の推進〔教育指導課〕

生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めます。

## 方向2 豊かな心を育む教育の実現

---

### 現状と課題

子どもへのアンケート調査の結果では、自分に自信の持てるところが「ある」と思う児童・生徒の割合が前回調査よりも増加していますが、学年ごとにみると、学年が上がるにつれて低下しています。

児童・生徒が学校や先生に望むこととして、「体験学習などをたくさんできるようにしてほしい」、「興味のあることをたくさん勉強できるようにしてほしい」、「いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい」などが上位になっています。学年による違いをみると、「先生にはみんなに平等に接してほしい」という回答が、学年が上がるにつれて高い割合となっています。一方、いやなことやつらいことがあったとき、相談できる人がいない児童・生徒が1割となっています。

市民アンケート調査の結果では、学校教育の現場で課題として、「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」などが上位になっています。

西東京市の学校教育で、重要だと思うことは、「思いやりの心や、善悪の判断など、道徳心」が最も高く、「自ら学び、考え、主体的に行動する力」、「社会生活に必要な常識やマナー」があげられています。

人権尊重の理念についての正しい理解や実践できる態度の育成を目指し、教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、体験的な学習活動などを通じて心の教育・道徳教育の充実を図ることや、子どもの発達段階を考慮しながら、児童虐待・いじめなどの人権侵害を許さない教育や地域の力が必要です。

## ① 人権教育の推進

### 方向性

教育活動全体を通し、組織的・計画的に児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解し、実践できる態度を育成することを目指す人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。また、生命尊重に関する教育や子どもの権利にかかわる教育についての指導も充実します。

### ■ 取組事業

#### ・ 自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実 〔 教育指導課 〕

各学校で各教科や道徳、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図ります。

#### ・ 人権教育及び子どもの権利にかかわる教育の推進 〔 教育指導課 〕

暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期対応や解決に努めるとともに、自分や他人を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図ります。

## ② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

### 方向性

いじめについて、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題に目を向け、いじめの未然防止を目指した組織的な取組を進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。また、すべての子どもたちが自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育み、豊かな人間関係を構築できるよう、学校、家庭、地域等すべての関係者がいじめ問題の認識を深め、それぞれの役割を担いながら協力し、一体となって取り組みます。

### ■ 取組事業

#### ・ いじめ防止対策の充実 〔 教育指導課 〕

児童・生徒にいじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友だちに知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養うよう、いじめ防止対策の充実を図ります。

#### ・ 健全育成の推進 〔 教育指導課 〕

児童・生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童・生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生活指導の充実を図る中で、健全育成を推進します。

### ③ 道徳教育の充実

#### 方向性

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な様々な価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。そのために、答えが一つではない課題に子どもたちが向き合い、考え議論する教育を推進します。その中で、いじめ防止や社会のルールやマナー・規範意識の理解などについて育んでいきます。

#### ■ 取組事業

- ・「特別の教科 道徳」及び地域と連携した道徳教育の充実〔教育指導課〕

道徳教育の一層の充実を図るため、教育委員会が実施する教員研修を充実させ、「特別の教科 道徳」に関する教員の指導力を向上させます。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行っていきます。

### ④ 読書活動の推進

#### 方向性

学校が主体となって学校図書館を計画的に利活用するとともに、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

#### ■ 取組事業

- ・学校図書館を活用した読書活動の充実〔教育指導課〕

蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる学校図書館管理システムを活用するとともに、司書教諭や学校司書との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図ります。また、集中力を向上させるとともに、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進していきます。

- ・子どもの読書環境整備〔図書館〕

子ども読書活動推進計画を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行います。

## 方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進

### 現状と課題

子どもへのアンケート調査の結果では、食事について、小学生の19.8%、中学生の14.8%が、家で食べる時間は「決まっていない（その日によって違う）」と回答しています。学年別にみると、6年生に比べ、4年生で「決まっていない（その日によって違う）」の割合が高くなっています。

また、平日の学校が終わってからの主な過ごし方として、「友だちと遊ぶ」の割合が71.2%と最も高く、次いで「塾や習い事に行く」の割合が70.0%、「自宅でひとりで過ごす」の割合が47.4%となっています。

子どもたちがより一層体を動かし、運動をする習慣を身に付け、体力の向上に積極的に取り組むことが大切です。

また、食育指導の充実など保護者とも連携しながら教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図っていくことが必要です。

### ① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

#### 方向性

児童・生徒の体力の向上及び健康の保持増進とともに、運動に親しむ態度や能力を育むために学校体育を充実します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育や健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付けることで、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培います。

#### ■ 取組事業

##### ・健康に関する指導の充実〔教育指導課〕

基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための能力や態度を養います。

##### ・オリンピック・パラリンピック教育の推進〔教育指導課〕

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックの理念について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピックの価値を体験的に学ぶオリンピック・パラリンピック教育を実施します。

## ② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

### 方向性

偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題があげられることから、学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ります。

また、様々な食生活の課題を克服するためには、家庭との連携も大切です。食育に関する広報活動を積極的に展開し、食育の重要性を発信するとともに、家庭でも食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるように働きかけていきます。

### ■ 取組事業

#### ・ 家庭と連携した生活習慣の確立 〔 教育指導課 〕

「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導を充実します。

#### ・ 食育の推進 〔 学校運営課 教育指導課 〕

児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施します。

## 方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進

### 現状と課題

西東京市ではこれまで、特別支援学級（固定）の増設や小学校特別支援教室の開設を行うとともに、知的障害学級（知的タイプ）と自閉症・情緒障害学級（自閉タイプ）における教育課程の確立を図ってきました。また、教育支援システムを開発することで、通常の学級においても、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めてきました。

一人ひとりを大切にする教育の推進に関する事業は進展しましたが、保護者や地域の方等に対して周知することや、また、これまでの取組内容の一つひとつの丁寧な検証を行うことなど、今後検討していく必要があります。

### ① 校内体制の充実

#### 方向性

児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう、学校管理職を中心とした校内支援体制を充実させます。そのために、他機関との連絡・調整を担う各学校の教育支援コーディネーターの役割を明確化し充実させるとともに、教育支援システム（一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画）の活用を推進するなど、学校が児童・生徒一人ひとりに対して、個に応じたきめ細かな学習支援を行うことができるよう、教育委員会の支援体制を充実させます。

#### ■ 取組事業

##### ・校内委員会の充実〔教育指導課〕

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。

##### ・校内支援体制の人的環境整備〔教育指導課、教育支援課〕

通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図ります。

- ・教育支援システム（個別の教育支援計画、個別指導計画）の活用の推進  
〔教育支援課、教育指導課〕

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことができるよう教育支援システム（一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画）の活用を推進します。また、作成時に必要となる専門的な助言を定期的に行います。

## ② 個に応じた教育実践の内容の充実

### 方向性

障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもが自尊感情を高め、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応え、多様で柔軟な取組を推進します。特別支援教育体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。

また、通常の学級に在籍する児童・生徒に対しても、個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるようにします。

### ■ 取組事業

- ・特別支援学級、特別支援教室の内容の充実 〔教育指導課〕

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また、特別支援学校との連携も進めていきます。

- ・通常の学級における支援の充実 〔教育指導課〕

通常の学級の児童・生徒についての実態把握、授業のユニバーサルデザイン、個別の配慮、個別の対応について、内容の充実を図ります。そのために、学校における支援方針の検討の充実、効果的な支援策等の情報の共有を進めます。

- ・発音や話し方に関する課題への早期対応 〔教育指導課、教育支援課〕

小学1年生全員を対象に、「発音や話し方しらべ」を行い、課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。

### ③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

#### 方向性

一人ひとりを大切にする教育を推進するために、本教育について保護者や地域の方等に分かりやすく説明し、理解を広げてまいります。また、最新の知見、先駆的な実践事例を学校に示すなど、学校を支援する体制を強化させます。さらに、中学校特別支援教室の開設に向けて、必要な支援を充実させてまいります。

#### ■ 取組事業

##### ・ 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実 [ 教育指導課 ]

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

##### ・ 特別支援学級、特別支援教室における指導の充実 [ 教育指導課 ]

特別支援学級や特別支援教室における教員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施します。また、指導上の課題等について、学校管理職を含む検証会議を定期的に行い、課題解決に向けた方策を検討します。

##### ・ 教育委員会から学校への専門家派遣 [ 教育支援課 ]

各学校に教育支援アドバイザー等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させます。

##### ・ 教育的ニーズに応じた就学相談の充実 [ 教育支援課 ]

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用を推進するため、教育委員会が就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者に対して、丁寧で分かりやすい就学相談を行います。

## 基本方針 2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

### 方向 1 相談・支援の充実

#### 現状と課題

子どもが成長して、自分らしく生き、社会に参加して生活する大人になっていくためには、健康な心の育ちが欠かせません。健康な心とは、主体的に考え行動できる力、現実を客観的に認識できる力、不安や不満への耐性力、困難な状況进行处理する適応力、自由に遊べる柔軟性等を備えた心であると考えられます。そのためには、子どもが、安全・安心な環境の中で、基本的信頼感や自己肯定感を育み、他者の存在や感情・周囲の状況に対する感受性や共感性が育つことが必要です。

子どもたちは、家庭、地域、幼稚園・保育園、学校等における日常生活の中での様々な体験を通してそれらを獲得していきませんが、子ども一人ひとりの個性や状況によりその様相は異なります。また、経済状況の変化や地域との関係の希薄化等により、保護者の子育てにまつわる不安や負担感も増しています。さらに、災害や子どもが巻き込まれる事件・事故等により子どもの心身の健康に大きな影響を与えることもあります。

このような状況に対応するため、専門性を備えた相談員を配置し、適切な支援を行う体制を充実させる必要があります。

#### ① 教育相談センターにおける相談・支援の充実

##### 方向性

子どもたちの心の健康を育成するため、臨床心理士等の専門家による個別の相談・支援を充実させます。

##### ■ 取組事業

##### ・子ども・保護者への心理的支援の充実 [ 教育支援課 ]

子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子どもの心身の成長を支援します。

・相談員等の資質向上 〔教育支援課〕

日常的なカンファレンスやOJT、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的な事件、専門的知識等の情報収集に努め、相談員等の資質向上を図ります。

## ② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

### 方向性

子どもや家庭の状況に応じた適切な情報を保護者に提供するとともに、関係機関と連携を図り必要な支援につなげていきます。また、個別の相談・支援と地域や幼稚園・保育園、学校等の日常生活との繋がりを大切に支援します。

### ■ 取組事業

・保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実 〔教育支援課〕

保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供します。また、必要に応じ関係機関での支援に繋げるためのネットワークを充実させます。

・切れ目ない支援体制 〔教育支援課〕

就学支援シートの活用や、保育園への臨床心理士等の派遣等を通して、就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を充実させます。

## 方向2 学校における教育支援体制の充実

### 現状と課題

児童・生徒の心の成長を支えるために、学校の日常生活の中に支援の仕組みをつくる必要があります。

児童・生徒の健康な心を育成するためには、日常生活における関わりの中で行う一次的支援、児童・生徒のサインに気づき、早期対応を行う二次的支援、専門的なアセスメントに基づく三次的支援など段階的な教育支援体制を充実させる必要があります。

市民アンケート調査の結果では、一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「教職員の専門性の向上」があげられています。また、いじめや不登校などの問題を防止するために必要なこととして、「学校の先生が児童・生徒を注意深く観察し、状況を把握すること」「専門の相談員（スクールカウンセラー）に、いつでも悩みを相談できること」などが上位になっています。

児童・生徒の抱える問題の複雑化、多様化によって、学校だけでは解決できない問題が増えており、問題の早期発見・解決を図るためのケース会議の開催など、学校への支援体制の充実を図っていく必要があります。

### ① 児童・生徒の心の健康育成

#### 方向性

すべての児童・生徒に対し、学校生活で様々な課題に取り組む上で必要な能力を身に付ける発達促進的支援や困難を予測した予防的な支援を行います。また、児童・生徒の変化やサインに気づき、早期に対応できる体制を整えます。

#### ■ 取組事業

- ・教員の気づきをつなげる校内体制 [ 教育支援課 ]

児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーターの役割の充実など、校内体制を整えます。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士等による専門的助言を活用します。

- ・ ストレスマネジメント等の心の健康教育 〔 教育支援課、教育指導課 〕

学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える現代の児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行います。

## ② 学校と教育委員会との連携による支援の充実

### 方向性

教育委員会の専門家が学校を支援し、子どもの状況や家庭・学校状況等、多面的に捉えることにより理解を深め、必要な対策を検討します。また、行政における様々な支援を効果的に活用するため、学校と関係機関との連携を支援します。

### ■ 取組事業

- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣 〔 教育支援課 〕

学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討します。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行います。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぎます。

- ・ スクールカウンセラーの配置 〔 教育支援課 〕

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教職員への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図ります。校内での情報共有、組織的対応を強化します。

- ・ スクールアドバイザーの派遣 〔 教育指導課 〕

児童虐待やいじめの問題に対してスクールアドバイザーを学校に派遣します。また、関係機関と連携しながら早期発見、早期解決を図ります。

### ③ 不登校への対応

#### 方向性

不登校は、児童・生徒の抱える様々な問題のサインと捉えることが必要です。単に登校を促すのではなく、どのような困難を抱えているのか背景を理解した上で適切な支援を行うことが大切です。また、小学校と中学校の連携により児童・生徒の理解を引き継ぎ、組織的対応により増加傾向にある中学生の不登校の未然防止と早期対応に努めます。将来的な社会的自立を目指した支援を引き続き行っていきます。

#### ■ 取組事業

##### ・ 早期対応の充実 〔 教育支援課 〕

児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応します。スクールカウンセラーを活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行います。必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携します。

##### ・ 不登校の未然防止 〔 教育支援課 〕

不登校は中学生で増加する傾向があります。しかし、不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中 1 不登校未然防止」に引き続き取り組んでいきます。

## 方向3 学校を支える多様な教育資源の充実

### 現状と課題

現在、市内には、不登校の児童・生徒を対象とした適応指導教室「スキップ教室」、不登校やひきこもり傾向にある児童・生徒の活動の場としての不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」が設置されています。また、外国語を母語とする児童・生徒等のための「日本語適応指導」があります。

それらを必要とする児童・生徒や保護者に、適切に情報提供し、利用できるようにすることが大切です。また、一人ひとりのニーズの的確な把握と対応に努める必要があります。

### ① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

#### 方向性

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援の環境を整え、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

#### ■ 取組事業

##### ・適応指導教室〔教育支援課〕

適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図ります。在籍学校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行います。

##### ・不登校ひきこもり相談室〔教育支援課〕

ひきこもり傾向にある児童・生徒や義務教育終了後、進学や就職等をせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者を対象に、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で、相談、家庭訪問、居場所の提供、学習や体験活動、キャンプ等を実施し、社会的自立への一歩を踏み出す支援をします。

##### ・日本語適応指導〔教育指導課〕

日本語が話せないために学習活動に適應することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施します。

## 基本方針 3 持続可能な社会をつくるための教育環境の充実に向けて

### 方向 1 時代の変化に対応した学習環境等の整備

#### 現状と課題

多様化・高度化する学校教育への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

また、入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるためにも、小・中学校の9年間を見通し、育ちと学びの連続性を重視していくとともに、現状の校舎などの劣化状況を踏まえ、建替えや長寿命化、適正規模・適正配置等を視野に入れた計画を策定していく必要があります。

#### ① 小中一貫教育の推進

##### 方向性

小中一貫教育を目指して、小・中学校が児童・生徒の9年間の学びと育ちの姿を共有し、児童・生徒の発達段階に即した、系統的・継続的な学習指導・生活指導を行います。義務教育9年間で修了するにふさわしい学力・体力・社会性を児童・生徒が身に付けられるよう取組を進めます。

##### ■ 取組事業

###### ・小中一貫教育検討委員会〔教育指導課〕

西東京市では、1つの小学校から複数の中学校に進学している状況にあるため、小中一貫教育は、特定の学校間で行うのではなく、全市立小・中学校で統一した取組を行うことで、系統的な指導を目指していきます。全市立小・中学校が互いに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な指導を目指す教育を進めます。

・教育支援システムの小中連結〔教育指導課 教育支援課〕

小学校で活用していた教育支援システム（一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画）を、中学校進級以降にも、一人ひとりに応じた対応が継続できるよう、保護者の同意を得た上で、確実に情報を引き継いでいきます。

・学校選択制度の実施〔教育企画課〕

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施します。この制度は保護者や子どもたちの希望に応えるとともに、特色ある教育・学校づくりにつながる取組です。今後は、学校規模や教育環境等に影響がないよう、適正な受入れ枠の設定に努めます。

## ② 学校の教育環境の整備

### 方向性

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、今後も、学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

#### ■ 取組事業

##### ・ 介助員制度の実施 〔 教育企画課 〕

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に関して、移動等の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、可能な範囲で介助員による支援を行います。また、その後の学校生活の中で学习上又は生活上の困難が改善されない場合は、本人及び保護者と合意形成を図りながら、適切な就学に向けた相談・調整を丁寧に進めます。

##### ・ 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化 〔 教育指導課、教育支援課 〕

子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組みます。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シートの活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行います。

### ③ 学校給食環境の整備

#### 方向性

学校給食の実施に必要な施設・設備の整備と適切な維持管理を行うとともに、衛生管理上の観点からのドライシステム整備についても、校舎の建替え等の機会を通じ取り組めます。

給食に使用する食材については、「西東京市学校給食食品購入安全基準」に沿った確認を行い安全性の確保を図ります。また、地場産農産物を積極的に活用することで、新鮮で身近な食材の使用を推進します。

食物アレルギーの対応については、西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、教育委員会及び全市立小・中学校に「食物アレルギー対応委員会」を設置し、食物アレルギー事故を未然に防止する方策や事故発生時の対応などについて研究・協議等を行います。

#### ■ 取組事業

##### ・給食室の改築・整備〔学校運営課〕

校舎建替え時に、小学校は、最新の学校給食衛生管理基準に準拠した給食室に改築します。中学校は、給食室設置の有無を検討します。

##### ・地場産農産物の積極的活用〔学校運営課〕

可能な限り西東京市産の農産物を活用するとともに、生産者を示すことで、食への興味・関心度を高める工夫を行います。

##### ・食物アレルギーの対応〔学校運営課〕

「西東京市食物アレルギー対応指針」に基づき、無理のないアレルギー対応を行います。

また、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシーホットラインを継続します。

#### ④ 情報教育環境の整備

##### 方向性

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るため、情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

今後も学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワーク、教育用ソフトの充実を進め、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようになることを目指します。

##### ■ 取組事業

###### ・ 中学校のICT環境整備 [ 教育指導課 ]

市立小・中学校におけるICT教育のさらなる充実や、教員一人ひとりがICTを活用した授業改善等を行うことができる環境の整備に努めます。

特に中学校におけるICT機器を活用した授業等の充実に向けた環境整備を重点とし、市立全中学校に、短焦点方式のプロジェクターと授業用ノートパソコンを整備します。また、短焦点方式のプロジェクターを活用した電子黒板やデジタル教科書、校内無線LANへの再整備等を計画的に進めます。

## ⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

### 方向性

「西東京市公共施設等総合管理計画」や「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」などを踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置や、老朽校舎などの計画的な建替えなどについての検討を進めます。

### ■ 取組事業

#### ・ 学校施設の適正規模・適正配置の検討 [ 教育企画課、学校運営課 ]

全国的な少子化が進展する中で、西東京市の児童・生徒数は地域により偏りが出ている状況です。引き続き、児童生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指します。

#### ・ 学校施設個別施設計画の策定 [ 学校運営課 ]

学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るなど、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために学校施設個別計画を策定します。

## 方向2 学校経営改革の推進

### 現状と課題

学校において教員は、学習指導や児童・生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、国の調査において教職員の長時間勤務が指摘されていることから、教職員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。

市民アンケート調査の結果では、望ましい小学校・中学校の教師像として、「児童・生徒の状況をしっかり把握する先生」、「児童・生徒の話をきちんと聞く先生」、「授業をしっかりとわかりやすく教える先生」などがあげられています。

子どもたちを取り巻く環境が変化を続ける中、教職員が学校における多様な課題に対応する一方で、時代に即した新たな教育を実践していくためには、教職員が学び続けようとする活動をしっかりと支えていくことが重要です。

また、学校は、家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、学校評価を通して教職員が学校運営の成果や課題を共通理解し、その結果を広く公表することで、保護者や地域住民が学校運営についての理解を深め、信頼される学校づくりを進めることができます。

学校現場と教育委員会との連携を一層強化し、学校組織の機能強化とともに、教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図ることが重要です。

## ① 学校組織の活性化

### 方向性

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営連絡協議会等を一層充実させます。

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上を図ることができるよう、教育委員会による学校訪問監査を適宜実施していきます。

また、学校が抱える様々な課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、支援を充実させます。

### ■ 取組事業

#### ・学校経営計画の活用 [ 教育指導課 ]

学校ごとに作成した「学校経営計画」において、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していきます。

#### ・カリキュラムマネジメント<sup>※</sup>の推進 [ 教育指導課 ]

学校は、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学校の教育活動の質的向上を図るためのカリキュラムマネジメントを推進します。

#### ※カリキュラムマネジメント

- ①各教科等の教育内容を相互の内容で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標達成に必要な教育内容を組織的に配列していく。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

・地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実　〔教育指導課〕

学校経営に関する情報を地域に公開し、学校に対する市民の評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるように、全市立小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を充実させていきます。また、その中で学校評価における学校関係者評価を行い、市民に公表していきます。また、学校評価についてはカリキュラムマネジメントと関連付けながら実施するよう努めます。

・教職員の経営参画意識の向上　〔教育指導課〕

各学校において、校長の経営方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラムマネジメントを行います。

・部活動の在り方　〔教育指導課〕

部活動は学校生活を豊かにすることができる教育活動です。そのために、適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて取り組みます。

・学校訪問監査　〔学校運営課、教育指導課、教育企画課〕

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、服務や執行管理などの適正化を図ります。

## ② 学校における働き方改革の推進

### 方向性

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められています。一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

これらを踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」による、教員の長時間労働の改善に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ります。

## ■ 取組事業

### ・学校における働き方改革の推進〔教育指導課〕

教員が子どもたちのために力を十分に発揮できる環境の整えるために、学校における働き方改革を推進します。

### ・人的支援の推進〔教育指導課〕

教員が自らの専門性を発揮して、児童・生徒としっかり向き合える時間を確保するとともに、授業準備や研修等に時間を充て、その資質を高めることができるよう、専門家等の人的支援の推進を図ります。

### ・教職員の健康管理〔教育指導課〕

教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整えていきます。健康診断やストレスチェックを実施するとともに、労働安全衛生管理体制の整備も進めていきます。

### ・学校給食費の公会計化〔学校運営課〕

給食材料の安定供給等を目的とした、給食費の公会計化を検討します。

### ・副校長の校務軽減〔教育指導課〕

副校長が担っている業務を整理し、本来の業務に専念できる時間を増やすことで、学校経営力の向上を目指します。また、そのために必要な環境を整備していきます。

### ・校務支援システムの充実〔教育指導課〕

教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、学校における校務効率化を実現することにより、教育の質を向上させることを目的として、統合型校務支援システム等の導入について検討します。

## 方向3 学校を核とした地域づくりの推進

### 現状と課題

市民アンケート調査の結果では、子どもたちを取り巻く環境で、近年、低下していることとして、「地域社会での人間関係」があげられており、地域に開かれた学校にするために大切なこととして、「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」、「登下校時の見守りや本の読み聞かせ、校内環境整備など様々な活動を行う学校支援ボランティアを積極的に受け入れる」、「教育や子どもの問題について、学校・家庭・地域が話し合う場を設定する」などが上位にあげられています。

また、学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域の間での情報交換をスムーズに行うこと」をあげる市民が特に多くなっています。

一方、参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校の行事やイベント」、「学校で行われる地域のスポーツ・文化活動」があげられていますが、地域の活動を行うにあたって困る点は、「どうやって活動すればいいかわからない」、「開催されている活動場所などを知らない」などの意見があがっています。

社会情勢の変化により、地域において人と人との関わり合いの中で学ぶ機会や、そうした場の確保が難しくなっています。このような変化の中、次代を担う子どもたちが、必要な多様な体験や活動を行うことができる場を地域で充実させていく必要があります。

地域には、学校、行政機関、PTA等、NPO・民間団体、企業、各種団体など、様々な組織・団体があるほか、ボランティア活動等に関わる個人も多くいます。こうした幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもとの関わりの中で大人もともに学び合い育ち合うことのできる仕組みの構築が必要です。そのためには、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを学校と保護者や地域が共有し、地域と学校が相互に連携・協働していくことが大切です。

## ① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

### 方向性

子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めます。

#### ■ 取組事業

- ・ 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の研究 〔 社会教育課、教育指導課 〕

幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組みの実現に向けて、調査・研究を進めます。

- ・ 各種機関・組織等との連携

〔 教育企画課、学校運営課、教育指導課、教育支援課、社会教育課、公民館、図書館 〕

市内及び近隣地域の各種機関・組織等との共同事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進めていきます。

- ・ コミュニティ・スクールや P T A 等との連携に関する研究

〔 社会教育課、教育指導課、教育企画課 〕

学校が抱く教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールや P T A 等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行います。

## ② 地域で支える教育活動の推進

### 方向性

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、地域全体で学びと活動の循環を進めることにより、地域の教育力の向上を図ります。

#### ■ 取組事業

##### ・ 放課後子供教室 〔 社会教育課 〕

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、多様な体験・活動等の機会を提供する場として、放課後子供教室の充実を図ります。

##### ・ 司書の派遣事業 〔 図書館、社会教育課 〕

放課後子供教室に、図書館から参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定します。

### ③ 安全・安心な教育環境の推進

#### 方向性

地域安全マップづくりや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備、防災訓練などの取組を継続するとともに、警察と市が連携したリアルタイムの情報発信や、近隣市と連携した広域的な情報共有における仕組み、市民との連携などについても検討を進め、子どもたちの安全・安心の取組を進めていきます。

#### ■ 取組事業

##### ・登下校の安全対策 [ 教育企画課、教育指導課 ]

関係機関、PTA等や地域と連携・協力を図りながら通学路の安全点検等を行うとともに、登下校時の見守り体制を整備していきます。また、安全マップの作成、防犯ブザーの配布や通学路に設置している防犯カメラの位置の周知など、子どもたちが自らの安全を確保する行動をとるよう促していきます。

##### ・地域ぐるみの学校安全体制づくり [ 教育企画課、教育指導課 ]

小学校では、児童が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を行っています。そのため、学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガードリーダー）を各小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実を図ります。

また、学校が保護者や地域と連携し、それぞれの実情に応じた見守り活動に資する消耗品の購入支援を行い、地域ぐるみで児童の見守り体制を強化していきます。

## 方向4 家庭における教育力の向上

### 現状と課題

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっています。

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場です。この教育の原点ともいえるべき家庭における教育や子育てを、様々な主体が支援していくことが求められています。

また、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが求められています。

子どもへのアンケート調査の結果では、平日の学校以外の過ごし方で、小学生の47.4%、中学生の44.5%が「自宅でひとりで過ごすことが多い」と回答し、前回調査より小・中学生ともに20ポイント以上増加しています。さらに、家族とほとんど話すことがない児童・生徒は1割弱となっています。

保護者と子どもが家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能が高められるよう、家庭教育や子育てに関する情報提供とともに、地域との連携による支援が求められています。

### ① 家庭教育に関する学びの機会の充実

#### 方向性

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを生かし、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、また、学習機会を提供するなど家庭教育支援の体制を充実することで、家庭の教育力の向上を図ります。

#### ■ 取組事業

##### ・地域連携の推進〔公民館〕

地域全体で、子育て・親育ちなど家庭での教育力の向上を支えるため、地域協力者との連携を促進します。

##### ・多世代が参加できる事業の提供〔公民館〕

地域の教育力向上のため、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する事業を推進します。

・関係機関との連携促進

〔 社会教育課、公民館、教育指導課、教育支援課、教育企画課 〕

地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支えるため、庁内で連携して子育てや家庭教育における課題を把握し、必要な支援について考えていきます。また、子育てが困難な状況にある家庭の場合、それを多面的な視点から早期発見し、教育的支援・福祉的支援や地域の支えを適切に行う体制を整えるため、外部機関を含めた関係部署間の連携を促進していきます。

・家庭教育支援に関する課題・情報の共有 〔 社会教育課、公民館、教育支援課 〕

幼稚園や保育園、学校、学童クラブや児童館、子ども家庭支援センター、教育相談センターなどが連携して、子育てや家庭における課題を把握し、必要な情報の共有化に努めます。

・地域における子育て支援環境づくり 〔 社会教育課、公民館 〕

子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった子育て支援事業の充実を図ります。

・子育てに関する学習機会の充実 〔 公民館、図書館 〕

親と子が、ともに成長できる講座や保育付サークル活動を通して、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるような継続的な支援に努めます。また、ブックスタート事業により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努めます。

## 計画の基本的な考え方

### 基本理念

#### ◆基本理念1

##### 子どもの権利の実現

子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

#### ◆基本理念2

##### すべての子どもと親\*への支援

保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達保障と親支援\*を推進することを基本にします。

#### ◆基本理念3

##### 男女共同の子育て

子育てを男女が協力することで、男女で子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々を共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

#### ◆基本理念4

##### 循環型の子育て

職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。また、世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

### 基本方針

#### 基本方針1 「子どもの主体的な参加ですめる」

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

#### 基本方針2 「おとな（親）になることを支える」

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

#### 基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

#### 基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育て\*・子育て文化の創造を推進します。

\*親：このプランでは、子育てをしているすべての人を指します。

\*親支援：このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することを含みます。

\*子育て：子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。

## 方向 1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興

## 現状と課題

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、すべての住民に地域社会の構成員として社会参加を促し、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられています。

西東京市では、公民館や図書館、学校施設などを活用した生涯学習の場の提供とともに、教育・文化事業やスポーツイベント等のほか、事業ごとに様々な啓発事業が行われるなど、多くの生涯学習の機会が提供されており、また、行政以外の多様な主体により数多くの事業も行われています。

こうした多様な事業や主体を連携させることで、質・量ともに充実した「学び」を展開するとともに、地域課題の解決への取組や社会の変化に対応した学習機会の提供の促進を図ります。

市民アンケート調査の結果では、西東京市の学習環境は、大学や高等学校の講座・教室、カルチャーセンターや個人教授の教室などの充実や学習や活動の成果を生かせる機会がある、の項目で「そう思わない」の割合が高い状況にあります。

また、生涯学習に関して知りたい情報は、「開設されている講座・教室の情報」、「利用できる施設の場所・時間などの情報」、「講演・展覧会などのイベントの情報」などがあげられており、公民館を利用しない理由としては、「利用の仕方がわからないから」、「公民館の場所がわからないから」という理由もあげられています。

だれもが、主体的に学べる生涯学習社会の創造に向けては、行政が一体となって市民の生涯学習を推進することが重要です。多様化する市民の学習ニーズや学習課題に迅速かつ的確にこたえるためには、日頃から市民の声や社会情勢を的確に把握し、求められる学習機会の情報を効果的に市民に提供していく体制を整備する必要があります。

## ① 生涯学習推進体制の充実

### 方向性

市全体で展開される、社会教育・生涯学習に関連する事業を実施する部署を横断するネットワークを確立することにより連携を深め、生涯学習推進指針に基づく生涯学習の推進を図ります。また、多様な学習機会の提供者との連携を推進します。

#### ■ 取組事業

##### ・生涯学習行政のネットワーク化 [ 社会教育課 ]

「生涯学習推進指針」に基づき、庁内の生涯学習に関連する事業を実施する部署をネットワーク化し、生涯学習に関する事業の推進を図ります。

##### ・地域の関係機関・団体との連携・協働 [ 公民館 ]

市民の地域課題解決の取組を支援し、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供するために、地域の関係機関・団体との連携・協働による公民館事業の実施に努めます。

## ② 生涯学習情報を提供する体制の整備

### 方向性

市民の学習に関するニーズの多くは、学習内容等の事業情報、講師等の人材情報や市民団体の活動情報といった生涯学習に関する情報提供です。今後も市民の主体的な学びを支援するため、効果的に学習情報を提供する体制の整備を進めます。

#### ■ 取組事業

##### ・生涯学習情報を提供する体制の整備 [ 社会教育課 ]

生涯学習情報に対する市民のニーズにこたえられるよう、幅広く生涯学習に関する情報を提供する体制の整備を進めます。

##### ・図書館イベント情報の提供 [ 図書館 ]

生涯学習情報を提供する体制の整備の中で、図書館全館で行われるイベント情報の提供を行います。西東京市ホームページや図書館ホームページなど複数の媒体の活用を検討します。

・ 空き学習室情報の提供方法等の検討 [ 図書館 ]

社会教育施設にある講座室や会議室等の学習室としての活用方法について検討します。また、生涯学習情報を提供する体制の整備の中で、学習室としての空き状況をお知らせする方法について検討します。

③ 学びを通じた地域（コミュニティ）づくり

方向性

地域住民が、地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決型学習」を推進し、「学びと活動の循環の形成」を図ります。

■ 取組事業

・ 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会 [ 公民館 ]

生きがいにつながる趣味、文化などの多様な学習や交流により、地域社会の一員として地域づくりに関わる機会を提供します。

・ 地域との協働事業 [ 公民館 ]

地域で様々な活動をしている団体が、活動を通して積極的に関わりが持てる環境や関係づくりを推進します。

・ 学びの活動の循環の形成 [ 公民館 ]

活動成果を地域に還元することで、団体相互の新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進します。

## 方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実

### 現状と課題

市民アンケート調査の結果では、生涯学習を行うにあたって困る点は、「費用がかかる」が最も高く、「学習内容や時間帯が希望に合わない」、「開催されている講座や、利用できる施設などがわからない」、「身近なところに学習や活動の場がない」、「どうやって活動すればいいかわからない」など、多くの市民の学びのニーズや機会をとらえた事業実施に至っていない状況があります。

少子高齢化、長寿化、グローバル化や技術革新の進展などにより、社会の変化に対応した学習機会を提供していくことが求められているとともに、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズにこたえていく必要があります。

また、地域コミュニティの弱体化が指摘されている昨今では、高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など、すべての住民が孤立することなく、地域社会の構成員として社会参加できるよう、生涯学習を通じた取組を推進する必要があります。

さらに、すべての市民が地域社会の一員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無に関わらず、様々な市民が地域の中で豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援を行う必要があります。

### ① 誰でも学べる機会の充実

#### 方向性

社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障害者、外国人、困難を抱える人々など）の学びの機会を整備・充実し、多く人との交流を進めるために地域との連携を図ります。すべての市民が地域で学び合うことの大切さを実感でき、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出し、解決することができるために、学習に参加できる機会の条件整備を進めます。

#### ■ 取組事業

- ・障害のある人とともに学べる事業 [ 公民館 ]

障害のある人とない人がともに学び、コミュニケーションを通じ相互に理解を深められる学習機会の充実を図ります。

・誰でも学べる学習機会の提供〔公民館〕

年齢・性別を問わず、誰もが学びたい時に学べる機会や環境を整備し、提供します。

・多文化を理解する事業〔公民館〕

文化、言葉、習慣などの違いを理解し、社会の一員として相互に生き方を尊重し共生できる事業を提供します。

・多文化サービス〔図書館、公民館〕

日本語以外の言語を母国語とする人たちの図書館利用を促すため、多言語資料の充実を図るとともに、PRを継続します。

・マルチメディアデジターの活用（LD障害児対応）〔図書館、教育指導課〕

特別支援学級と連携し、障害があるために読書が困難な児童・生徒のために、図書館で所蔵するマルチメディアデジター資料を提供します。

・図書館におけるハンディキャップサービスの充実〔図書館〕

音訳者の育成及び資質向上のため、養成講座や研修を充実します。「国立国会図書館視覚障害者等用データの収集および送信サービス」に参加し、全国の図書館で利用されるよう、資料提供を継続します。

## ② ライフステージに応じた学びの機会の充実

### 方向性

生涯にわたって学びを継続するためには、それぞれのライフステージによって、求められる学習内容や手法が変わってくるため、それぞれに応じた学習機会を提供することが重要となります。

人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、就労後にも必要な能力を身に付けることができるよう、多種多様な教育を受けることのできる環境整備が求められています。

また、子育て世代には、子育て・親育ちへの支援により地域連携が生まれるような講座を充実するとともに、高齢期においては、地域における重要な担い手として、豊かな経験や知識・技能を地域参画・社会貢献などを考える機会を充実するなど、ライフステージの特性にあわせた学びの機会を充実します。

### ■ 取組事業

#### ・子育て世代への学習機会の提供〔公民館〕

親と子がともに成長できる、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるよう継続的に支援します。

#### ・長寿化を踏まえた学習機会の提供〔公民館〕

人生 100 年時代を健康に生き抜くために必要な学習の機会や支援を他課との連携を踏まえ提供します。

#### ・多世代で学ぶ学習機会の提供〔公民館〕

多世代での学びは、地域の中で相互に知り合う機会となり地域の安全・安心につながられる機会を提供します。

#### ・図書館における高齢者サービス〔図書館〕

読書が困難になった方々の読書支援を行うため、大活字資料、宅配サービス等のサービスの充実を図ります。

- ・ 高齢者の生きがいや交流につながる機会の情報提供 〔 図書館 〕  
地域性を考慮した最新資料・情報の提供に努め、シニア支援コーナーの充実を図ります。

## 方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

### 現状と課題

西東京市の公民館や図書館は、社会教育事業を実施する社会教育施設として、市民の多様な学習ニーズに応え、様々な学習機会や学習支援サービスを提供しており、市民の学習活動の拠点としての役割を果たしています。

市民アンケート調査の結果においても、西東京市の学習環境は、図書館やスポーツ施設の利用のしやすさが評価されています。

今後も市民の要望に応え、市民の課題解決の支援のために、多様な公民館活動の充実や、図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスサービスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校との連携を図りながら、効率的・効果的に社会教育事業に取り組むことが求められています。

また、文化財は、歴史や文化の理解のために欠くことができないものであり、将来に向けた文化向上のための基礎となる「生きた教材」です。

市内には、国史跡下野谷遺跡をはじめとして多数の文化財があり、これまでも、文化財指定制度や、「西東京市文化財保存・活用計画（平成28年3月）」に基づく取組を行ってきました。

しかし、社会情勢の変化を背景として文化財の滅失・散逸等の防止が課題となっており、貴重な文化財を後世に継承していくためには、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで取り組んでいく必要があります。

### ① 公民館機能の充実

#### 方向性

西東京市における社会教育の核となる施設・機関として時代や社会の変化に対応できるように公民館機能の充実を図り、利用しやすい施設運営に取り組みます。社会教育機関として専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保・育成、市民ニーズに対応した運営方法の在り方についても検討します。

## ■ 取組事業

### ・市民活動団体への支援、相談〔公民館〕

公民館や他施設を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を積極的に行うことで、新たな地域コミュニティの形成につなげます。

### ・市民との協働によるコミュニティづくり〔公民館〕

地域の様々なニーズを把握し、課題・問題の解決に向けた取組を進めることで、自らが主体となる地域コミュニティづくりを推進します。

## ② 図書館機能の充実

### 方向性

西東京市の図書館は、市民一人ひとりが自ら学び、考え、成長し、自らの責任で行動するために必要な知識と情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関です。時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを積極的に提供するため、必要な人材の確保・育成を行い、快適な利用環境を提供します。また、老朽化した施設の整備についても検討します。

## ■ 取組事業

### ・レファレンスサービス（調べもの支援）の充実〔図書館〕

紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど多様な情報源を整理し、提供します。提供方法の変更や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援します。

・ Y Aサービスの充実 〔 図書館、教育指導課 〕

ノンフィクション資料の充実を継続するとともに、来館の少ないY A世代に向けて調べ学習に役立つパスファインダーを作成し、いつでも活用できるようにします。また、Y A読書会等、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催し、読書の楽しみを深めます。

また、学校司書と連携し、中学生の調べもの学習の協力・サポートを行います。

・ 西東京市縁の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信 〔 図書館 〕

蓄積している資料・情報を活用しやすい形式でデータベース化することで、様々な企画に生かします。

### ③ 文化財の保存と活用の充実

#### 方向性

「西東京市文化財保存・活用計画」の基本理念「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」のもと、まちの魅力を広く発信し、未来を創る子どもたちに貴重な文化財を継承していくための取組を行います。

国史跡下野谷遺跡については、市の文化財保存・活用の重点施策として、「史跡下野谷遺跡保存活用計画」に基づく取組を行います。

また、現在、市内の遺跡からの出土品、民具・農具などの文化財資料を収集・整理し、市民に公開している郷土資料室を活用していくとともに、文化財を活用した学習機会の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点となるような地域博物館等の設置について検討します。

#### ■ 取組事業

・ 文化財資料の調査・研究 〔 社会教育課 〕

市内にある文化財を把握するとともに、整理、記録、資料のデジタル化などにより、その所在と価値を明らかにします。

また、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに総合的に捉えて新たな価値付けを行い、一定のテーマのもとにわかりやすく伝えていきます。

・文化財の保存管理の推進 〔社会教育課〕

市内に所在する文化財のうち重要なものを指定するなど、保存活用のための措置を講じます。また、文化財の担い手の育成・支援を進めるとともに、文化財保護制度の充実を図ります。

・文化財の普及啓発及び活用の推進 〔社会教育課、教育指導課、公民館、図書館〕

文化財を未来へ継承してため、その価値や魅力をわかりやすく伝えていきます。市民や市民団体の参画、地域社会との連携により、文化財に親しむ講座やイベントなどを実施するほか、学校教育や生涯学習での普及啓発・活用、文化財を活用した地域活性化の取組を進めていきます。

・文化財の保護環境の充実 〔社会教育課〕

「武蔵野」の面影を残す歴史的・文化的資源を大切に守るため、まちづくりとの総合調整のほか、市民主体の取組を活性化する仕組みを検討していきます。また、資料の収集・保存、展示、教育普及等の活動を行っている郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる施設の設置について検討を進めます。

・下野谷遺跡の保存・活用 〔社会教育課、教育指導課、公民館〕

国史跡下野谷遺跡については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組みます。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行います。

## 史跡下野谷遺跡保存活用計画（平成 30 年 3 月策定）

西東京市には、先史の時代、採集狩猟を主な生業としていた旧石器時代、縄文時代の人々が残した遺跡がいくつも見つかっています。

その中でも、石神井川の南岸に位置する下野谷遺跡は、今から 4,000~5,000 年前の縄文時代中期に流域の拠点となるような集落が千年もの間続いた大遺跡です。

下野谷遺跡は、そのような縄文時代のムラを都市部において保存することができる貴重な文化財として、平成 27 年 3 月に国の史跡に指定されました。

西東京市教育委員会では、この国民共有の財産を未来に確実に継承し、地域の大切な宝として活かしていくために「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定しました。

この計画では、史跡を訪れた子どもや大人が新たな発見をし、自ら学ぶことが出来るよう、学校教育や生涯学習の資源として、また、まちのにぎわいを生み出すような地域資源として活用、整備をしていくことを通して、史跡が人やまちを結ぶ結節点となり、地域の誇りとなることを目指しています。

### 史跡下野谷遺跡の将来像

自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承される史跡【まもる】

縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広げる】

まちと共存し、活力を与える都市部の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

人やまちとともに成長し、人々の誇りとなる史跡【ともに育つ】

縄文から未来へ したのやから世界へ



史跡下野谷遺跡の将来像と保存活用の基本的な考え方

#### ④ その他地域の学習資源の充実

##### 方向性

あらゆる市民に生涯にわたって学ぶ機会を提供できるよう、多種多様な学習活動を支える生涯学習関連施策の充実を図ります。

##### ■ 取組事業

###### ・ 学校施設開放 [ 社会教育課、学校運営課 ]

学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の拠点のひとつとして、学校施設の開放を進めます。

###### ・ 地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組 [ 図書館 ]

電子化資料を精査し、公開における適切な形式と方法を検討し、公開資料の充実を目指します。

###### ・ 市内大学等との共同事業 [ 図書館 ]

武蔵野大学など他機関と協力・連携をはかり、双方向性のある事業展開の方法を検討します。